

様式第 15 号（第 9 条関係）

答申番号：令和 6 年度 答申第 2 号

答申書

1 審査会の結論

おいらせ町長が、令和 6 年 4 月 8 日付けお総第 1 1 号行政文書不開示決定通知書（防犯カメラについて（設置場所、設置理由、設置経費））において不開示とした決定は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人の主張

審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定通知書（お総第 1 1 号、令和 6 年 4 月 8 日付）により、不開示となった開示請求に係る文書の開示を求める。

①不開示と決定した文書

防犯カメラについて（設置場所、設置理由、設置経費）

②不開示の決定を取り消す理由

行政文書不開示決定通知書には、行政文書を開示しない理由として、「開示請求された行政文書については、防犯に関わる内容であり、公にすることにより犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため」と記載されているのみであり、具体的な理由が記載されていない。

また、防犯カメラの設置理由や設置経費が開示しない理由にあてはまるのか疑問である。

（2）処分担当課の主張

処分担当課の主張を要約すると、以下のとおりである。

①行政文書不開示決定処分の内容

おいらせ町情報公開条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 8 号。以下「条例」という。）第 7 条第 5 号該当（公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報）により不開示決定

②条例第7条第5号該当性について

審査請求人は、「開示しない理由の「防犯に関わる内容」とか「犯罪の予防等に支障が生じさせるおそれがある」は、具体的な理由が記載されていない。」としているが、防犯カメラは犯罪の防止を目的に設置するものであり、その設置場所等防犯カメラに関することを公にすることにより、犯罪の抑止効果が損なわれる可能性があり、もって犯罪の予防等に支障が生じるおそれがある。

よって、条例第7条第5号に規定する「公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」に該当すると認められる。

③本件処分は妥当であり、審査請求人の主張を否認する。

3 調査審議の経過

令和6年 6 月 6 日	諮問
令和6年 6 月 26 日	審査担当課より弁明書受領
令和6年 7 月 4 日	審議
令和6年 8 月 5 日	口頭意見陳述、答申案審議

4 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった文書について、審査請求人及び処分担当課の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 関係法令等の定め

個人情報保護委員会が制定した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月（令和5年12月一部改正）個人情報保護委員会）（5ページ）では、「防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報」は個人情報に該当する事例の一つとして例示されており、個人情報の保護に関する法律第21条では、「個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない」と規定されている。

また個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインQ&A（4ページ）では、カメラにより特定の個人を識別することができる画像を取得する場合は、カメラの設置状況等から、カメラにより自らの個人情報が取得され

ていることを本人において容易に認識可能といえない場合には、容易に認識可能とするための措置を講じなければならず、その例示として、カメラの設置場所等に掲示を行うことがあげられている。

(2) 争点

① 条例第7条第5号該当性について

処分担当課が主張する条例第7条第5号該当性について検討する。

処分担当課は、設置場所等防犯カメラに関することを公にすることにより、犯罪の抑止効果が損なわれる可能性があり、もって犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあると主張しているが、4(1)のとおり、個人情報保護制度上の観点では、防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報は個人情報に該当し、その場合には利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないとされている。

また、青森県防犯カメラ運用ガイドラインでは、防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項として、設置目的や設置場所等を定めること、設置場所を表示することが掲げられている。

さらに、実際に防犯カメラを設置している自治体では、防犯カメラ設置運用に関する規則や規程を定め、設置場所表示はもとより、目的や適正管理等を公表している。

このことから、防犯カメラの設置場所を公開してはいけないという認識は誤っており、条例第7条第5号の該当性は認められない。

② 不開示決定の妥当性について

次に行政文書不開示決定の妥当性について検討する。

開示請求のあった町庁舎における防犯カメラの設置状況について、処分担当課に確認したところ、そもそも町庁舎には防犯カメラを設置しておらず、開示対象となる防犯カメラの設置場所、設置理由、設置経費に関する文書も存在しないとの回答があった。

文書が不存在であれば当然不開示決定がなされることとなり、本件についての不開示決定処分自体には変わりがない。

(3) 結論

したがって、審査請求人が求める文書について、不開示とした処分担当課の決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(4) 付言

前記（２）①のとおり、今回行政文書不開示決定通知書に記載された不開示理由は、誤った認識であることが確認された。今後情報公開制度の不開示決定を行ううえでは、関係法令についても調査し、適切な事務遂行に努められたい。